

別表1 (第2条関係)

種目	品目	障害及び程度	性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット	① 下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）で、原則として3歳以上の者 ② 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、重度障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で、原則として3歳以上の者	重度障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上の者	重度障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
介護・訓練支援用具	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として3歳以上の者	介護者が重度障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童で、原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年

	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 2級以上の児童で、原則 として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備え たもの	8年
自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害 者・児であって、入浴に 介助を必要とする、原則 として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への 入水等を補助でき、重度障害者又は介 助者が容易に使用し得るもの。ただ し、設置に当たり住宅改修を伴うもの を除く。	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害 2級以上で、原則として 学齢児以上の者	重度障害者が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。) だ だし、取替えに当たり住宅改修を伴う ものは除く。	8年
	頭部保護帽	① 平衡機能若しくは下 肢又は体幹機能障害 者 ② 児童相談所又は知的 障害者更生相談所に おいて知的障害児・ 者として判定され障 害の程度が重度又は 最重度であるもの及 び精神障害2級以上 で、てんかんの発作 等により頻繁に転倒 するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるも の A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主 材料に製作	3年
	T字状・棒状の つえ	平衡機能若しくは下肢 又は体幹機能障害者で 杖により歩行機能が補 完されるもの	歩行時に身体を支え、安定させるため に用いるもので、重度障害者が容易に 使用し得るもの	3年
	移動・移乗支援 用具	平衡機能若しくは下肢 又は体幹機能に障害を 有し、家庭内の移動等 において介助を必要と する者で、原則として3歳 以上の者	おおむね次のような性能を有する手 すり、スロープ等であること。 ア 重度障害者の身体機能の状態を 十分踏まえたものであって、必要な強 度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補 助、移乗動作の補助、段差解消等の用 具とする。ただし、設置に当たり住宅 改修を伴うものを除く。	8年

自立生活支援用具	特殊便器	<p>① 上肢障害 2 級以上で、原則として学齢児以上の者</p> <p>② 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者</p>	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	火災警報器	<p>① 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害等級 2 級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p> <p>② 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p>	室内の火災を煙により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年

自立生活支援用具	自動消火器	<p>① 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害等級２級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p> <p>② 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p>	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
	電磁調理器	<p>① 視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）で、18歳以上の者</p> <p>② 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であって、18歳以上の者</p>	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）で、18歳以上の者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年

在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5 年
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者で必要と認められる、原則として学齢児以上の者	重度障害者が容易に使用し得るもの	5 年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者で必要と認められる、原則として学齢児以上の者	重度障害者が容易に使用し得るもの	5 年
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者手帳の交付を受けた者で、医療保険における在宅酸素療法を行う者	重度障害者が容易に使用し得るもの	10 年
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障害 2 級以上 (単身世帯及びこれに準ずる世帯) で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	5 年
	盲人用体重計	視覚障害 2 級以上 (単身世帯及びこれに準ずる世帯) で、18 歳以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5 年
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害 3 級以上で、医療保険における在宅酸素療法を行う者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、重度障害者が容易に使用し得るもの	5 年
	携帯型家庭用機械弁モニタリング	心臓機能障害 1 級で、弁置換術を受けている者	機械弁への血栓付着や機能悪化を確認でき、重度障害者が容易に使用し得るもの	5 年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者・児又は肢体不自由者・児であって、発声・発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、重度障害者が容易に使用し得るもの	5 年
	情報・通信支援用具	重度 (1 級又は 2 級) の視覚障害者又は上肢不自由者	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト	—

	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上で必要と認められる、18歳以上の者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
	点字器	視覚障害者又は視覚障害児	触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つための用具。点筆を含むもの 標準型 A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製 携帯用 A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	標準型 7年 携帯用 5年
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター	視覚障害2級以上で、(原則として就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者)	視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上の者	暗号化した情報を読み取り、音声記号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者又は視覚障害児で、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又はその内容を音声で読み上げるもの	8年
	盲人用時計	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年

情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者若しくは聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上の者	音声の代わりに文字等により通信が可能でFAX機能を主とした機器であって、重度障害者が容易に使用し得るもの	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者又は聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者又は聴覚障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者又は聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者又は聴覚障害児が容易に使用し得るもの	6年
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上で単身世帯、またはこれに準ずる世帯	地上デジタルテレビ放送を受信する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年
	人工喉頭	音声機能障害者又は音声機能障害児	喉頭を全摘出したこと等により、音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具で、重度障害者が容易に使用し得るもの	笛式 4年 電動式 5年
	埋込型人工咽頭用人工鼻	音声機能障害者又は音声機能障害児であって、常時埋込型の人工咽頭を使用する者	呼気を加温・加湿する機能に併せ、手動又は自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもの (人工鼻カセット接続器具及び接続器具と皮膚の接着剤。剥離剤を含む)	—
	人工内耳用電池	聴覚障害者又は聴覚障害児	人工内耳装用者が、そのために使用するもの	—
	点字図書	主に、情報の入手を点字によって行っている視覚障害者又は視覚障害児	点字により作成された図書	—
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ぼうこう又は直腸機能障害の者	大腸の切除等により人工肛門又は人工膀胱を造設した者が身体に装着して排泄物を溜める用具(皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。)で、重度障害者が容易に使用し得るもの	—

排泄管理支援用具	紙おむつ等	3歳以上であって次のいずれかに該当する者 ① 皮膚の状態によりストマ用装具が装着出来ない者並びに先天性疾患に起因する神経障害又は先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便・排尿機能障害のある者	紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品）で重度障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	—
	洗腸装具	② 脳性麻痺等の脳原性運動機能障害の者	洗腸装具で重度障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	6ヶ月
	収尿器	脊髄損傷等により排尿が困難な者	排尿を自分の意思でコントロールすることができず、常時失禁状態にある者の収尿のための用具で、重度障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	1年
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者で、障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）で、学齡児以上の者	重度障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、既に盲人用テープレコーダーの給付を受け、給付より2年に満たない者は、原則として給付対象外とする。

別表2 (第2条関係) 難病患者等関係

種目	品目	障害及び程度	性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット	寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
	特殊尿器	自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	体位変換器	寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便器	常時介護を要する難病患者等	難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	8年
	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	特殊便器	上肢機能に障害のある難病患者等	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみ世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年

在宅療養等支援用具	ネブライザー (吸入器)	呼吸機能に障害のある 難病患者等	難病患者等又は介護者が容易に使用 し得るもの。	5年
	電気式たん吸引 器	呼吸機能に障害のある 難病患者等	難病患者等又は介護者が容易に使用 し得るもの。	5年
	動脈血中酸素飽 和度測定器 (パル スオキシメータ ー)	人工呼吸器の装着が必 要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングす ることが可能な機能を有し、難病患者 等が容易に使用し得るもの	5年
居宅生活動作補 助用具	下肢又は体幹機能に障 害のある難病患者等	難病患者等の移動等を円滑にする用 具で設置に小規模な住宅改修を伴う もの	—	